

カリフォルニア州が連邦政府のバラスト水排出基準を採用

こちらは、英文記事「[California adopts federal ballast water discharge standards.](#)」

(2021年11月11日付)の和訳です。

カリフォルニア州の海域にバラスト水を排出する船舶は、カリフォルニア州の厳格なバラスト水排出性能基準を遵守することが可能な技術が開発されるまで、米国コーストガード (USCG) の承認を受けたバラスト水処理システムを使用する必要があります。



カリフォルニア州は厳格な環境保護規則を施行していることで知られ、その多くが同州に寄港する船舶に影響を与えています。今年、同州は、州内の特に交通量の多い港に着岸する船舶から排出される大気汚染物質が住民に与える影響を低減することを目的とした[着棧中排出規則](#)を導入したほか、同州海域での[石油流出関連の違反に対する刑事罰](#)を大幅に強化しました。

カリフォルニア州は同州の [Marine Invasive Species Program \(海洋外来種生物プログラム\[MISP\]\)](#) の下、米国連邦規則や IMO の国際海事条約で施行されている基準よりも厳格な [生物付着管理](#) 基準とバラスト水排出基準を設定しています。ただし、カリフォルニア州はまだ同州のバラスト水排出性能基準の適用を開始していません。これは主としてこの基準が依然として技術的に達成不可能なためです。

なお、新たな [Vessel Incidental Discharge Act \[VIDA\]](#) が完全に施行されると、州当局が船舶の排出物 (バラスト水を含む) に関して、連邦基準よりも厳格な州独自の管理要件や基準を適用できなくなる可能性がある点にも留意する必要があります。今のところ、米国に寄港する場合や米国領海を航行する際には、連邦法に加えて州法が施行されている可能性があり、州法は連邦法よりも厳格で罰則内容も異なる可能性があることを、常に意識しておくことが重要です。

カリフォルニア州の新しいバラスト水管理要件

技術が進み、カリフォルニア州のより厳格なバラスト水排出性能基準が遵守できるようになるまでの一時的な措置として、カリフォルニア州有地管理委員会 (California State Lands Commission [SLC]) は、カリフォルニア州に寄港する船舶の排出要件を USCG が設定する要件に合わせました。SLC の管理対象は、登録総トン数が 300 トン以上でバラスト水を積載しているか積載可能な船舶です。

カリフォルニア州のバラスト水管理要件は、カリフォルニア州の行政規則集である **California Code of Regulations [CCR]**の 4.7 条に規定されており、**2022 年 1 月 1 日**に発効する[改正 4.7 条](#)では主に以下の変更が加えられました。

- 連邦規則集（CFR）33 章の 151.2030(a)項に規定されている[連邦バラスト水排出基準](#)と、それに付随する 33 CFR 151.2035(b)項に記載されている[実施スケジュール](#)をカリフォルニア州法に組み込む。
- 現時点では船舶がカリフォルニア州の基準を満たすために利用できるバラスト水処理技術が存在しないため、連邦政府の基準よりも厳格なカリフォルニア州のバラスト水排出性能基準の暫定版と最終版の遵守期限をそれぞれ 2030 年と 2040 年に延期する。
- バラスト水排出性能基準を満たすためにバラスト水処理システムを使用する船舶の運用監視と記録保持の要件を定める。
- SLC 職員に、遵守の評価に加え、リサーチ目的でのバラスト水サンプルと沈殿物サンプルを収集する権限を与える。

実務面への影響

改正 4.7 条の下では、カリフォルニア州でバラスト水を排出する全ての対象船舶が、基準の遵守に向けて以下の方法のいずれかを使用することが求められます。

- USCG の型式承認済みバラスト水処理システム。
- USCG により代替管理システム（AMS）として指定されたバラスト水処理システム。
- 米国の公共用水施設の水をバラスト水として使用する。

SLC の[4.7 条情報シート](#)には、USCG により船舶の遵守期限の延長が認められた場合、カリフォルニア州のバラスト水規則においても同様の延長が認められることが明記されています。連邦政府のバラスト水規則では、USCG は船舶が[33 CFR 151.2035\(b\)](#)で定められたスケジュールの遵守期限を迎えるまで、または[33 CFR 151.2036](#)に基づいて延長が認められている間、バラスト水交換を承認されたバラスト水管理方法として認めています。船舶の遵守期限が到来した後は、当該船舶は前述の認められた方法のいずれかを使用することが求められます。

遵守の証明

カリフォルニア州に寄港する船舶は、製造元によって規定された設計制限または USCG 承認文書に記載された設計制限に従ってバラスト水処理システムが運転されていることを確認し、以下の記録を船上に保管する必要があります。

- 印刷または電子化された、機能性の監視記録および校正記録（最低 2 年間保管）。

- 印刷または電子化された、少なくとも過去 2 年間に実施された全ての生物監視の記録（監視の日付、テストを実施した個人または団体、使用された方法を含む）。
- USCG が発行したバラスト水処理システムの型式承認証明書、または AMS 指定書（該当する場合）。
- 機器が故障した場合のバラスト水の管理手順。

また、要請があれば、船舶は安全上の懸念がある場合を除き、SLC 職員がバラスト水タンクやサンプリングポートにアクセスできるようにする必要があります。

MISP 料金と報告に関する注意事項

また、この機会に、対象となる船舶に SLC が以下を要求している点についても船舶運航者に注意喚起いたします。

- カリフォルニア州外からカリフォルニア州の港または場所に到着する場合、船舶ごとに **MISP 手数料**を支払うこと。MISP 料金に関する案内は <https://www.cdtfa.ca.gov/taxes-and-fees/marine-inv-spec-fee.htm> で入手いただけます。
- 船舶独自の **Ballast Water- and Biofouling Management Plans**（バラスト水管理計画書と生物付着管理計画書）（統合版または個別版）、ならびに船上でのこれらの管理活動に関する概要を記した適切な **航海日誌と記録文書**を備え置くこと。
- カリフォルニア州の港に寄港する際は、24 時間前までに **USCG Ballast Water Management Report (OMB No.1625-0069)**を提出すること（毎回）。船舶の航海時間が 24 時間未満の場合は、直近の最終寄港地を出発してすぐ、到着前に当該レポートを提出すること。なお、米国連邦規則に基づいて米国バラスト水情報センター（NBIC）に提出されたレポートは、カリフォルニア州には転送されません。SLC へのレポートは次の方法で提出できます。E メール（bwform@slc.ca.gov）、ファックス（562.499.6444）、オンライン（<https://misp.io>）。
- その暦年に初めてカリフォルニア州に寄港する際は、24 時間前までに、**Marine Invasive Species Program Annual Vessel Reporting Form (AVRF)**を提出する必要があります。AVRF はオンラインで提出することもできます（<https://misp.io>）。

水生外来種の混入と排出を防ぐための船舶の**最適な管理慣行**の概要を含む、カリフォルニア州のバラスト水および生物付着管理規則に関する詳細情報は、[MISP のウェブサイト](#)でご覧いただけます。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。